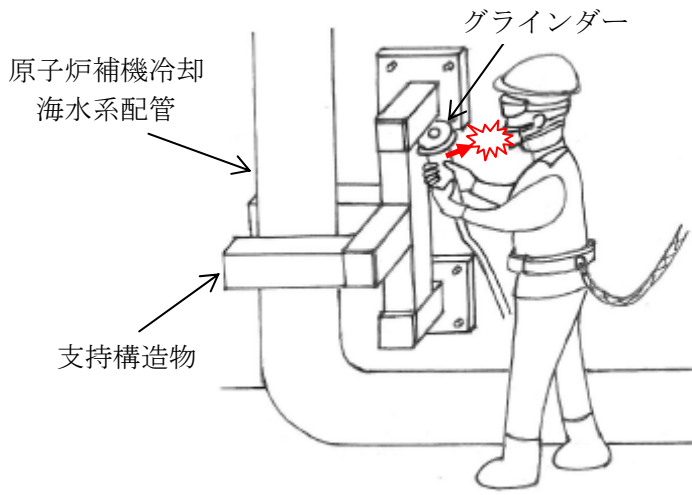
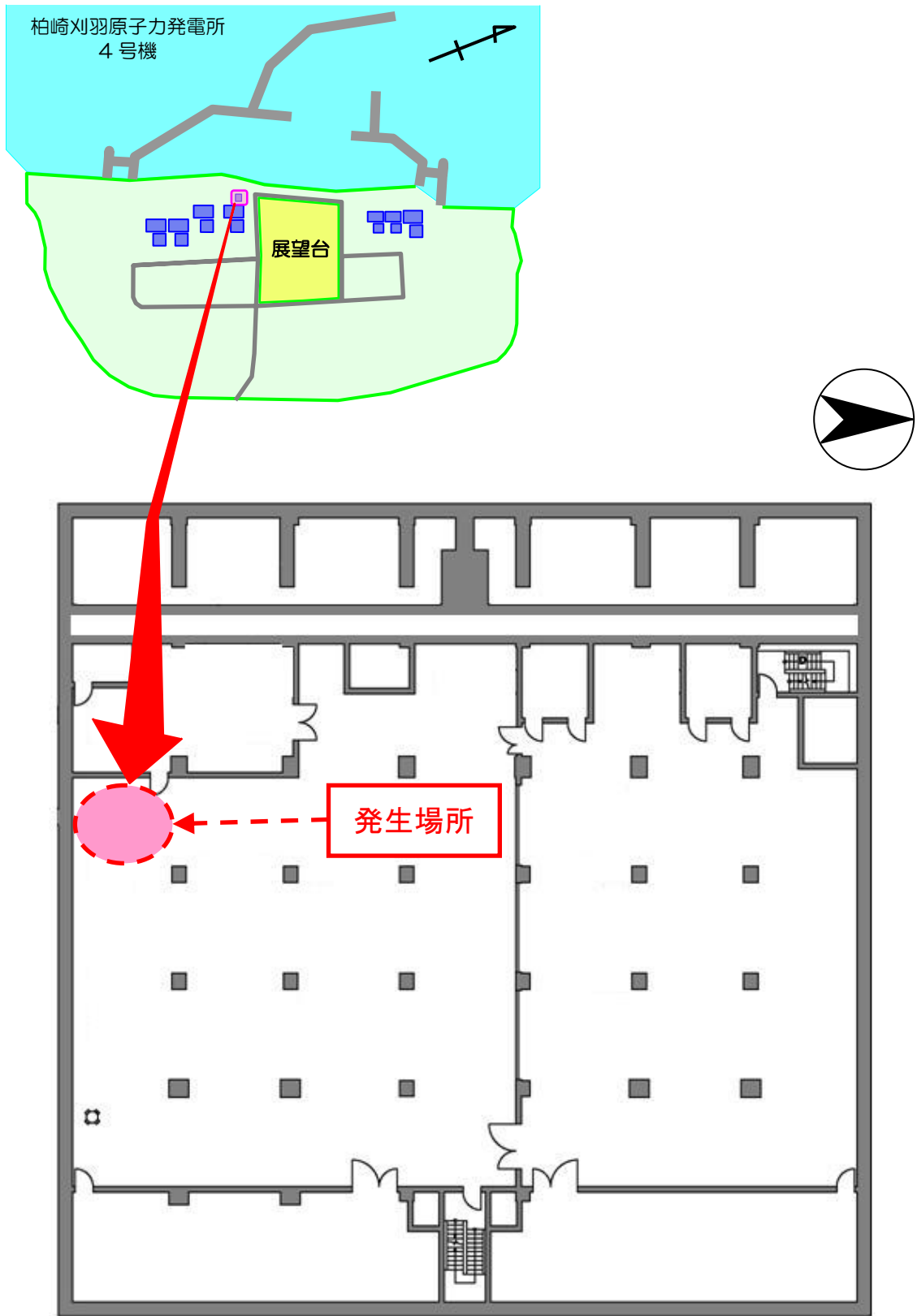


区分：Ⅲ

<p>号機</p>	<p>4号機</p>	
<p>件名</p>	<p>海水熱交換器建屋（非管理区域）におけるけが人の発生について</p>	
<p>不適合の概要</p>	<p>平成 23 年 12 月 3 日午後 3 時 44 分頃、4 号機海水熱交換器建屋地下 1 階（非管理区域）において、耐震強化のため配管に支持構造物を取付ける作業に従事していた協力企業作業員が、鋼材の取り付け位置を調整するため、仮付けした溶接部の一部をグラインダーで削る作業を実施していたところ、グラインダーが跳ねて作業員の顔に当たりました。</p> <p>これにより、当該作業員が右目下頬約 5 cm、鼻約 3 cm を切ったため、救急車を要請し、病院へ搬送しました。</p> 	
<p>安全上の重要度／損傷の程度</p>	<p><安全上の重要度></p> <p>安全上重要な機器等 / その他設備</p>	<p><損傷の程度></p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要</p> <p><input type="checkbox"/> 調査・検討中</p>
<p>対応状況</p>	<p>病院における診察の結果、右顔面挫創と診断され、縫合処置を受けました（頬を 10 針、鼻を 5 針縫合）。</p> <p>今回の事例を踏まえ、グラインダー作業を実施する場合には危険性に関する事例検討を行うよう協力企業に周知徹底し、同様の事例が発生しないよう再発防止を図ってまいります。</p>	

海水熱交換器建屋（非管理区域）におけるけが人の発生について



柏崎刈羽原子力発電所4号機 海水熱交換器建屋 地下1階